

(1) 同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合

訪問サービスの単位数は算定不可。たとえば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことは生活援助として行う場合、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであるため、訪問介護(生活援助中心の場合)の単位数は算定不可。

(2) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合

同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することが原則。ただし、訪問介護と訪問看護、または訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれの所定単位数を算定可。

(3) 複数の要介護者がいる世帯の場合

同一時間帯に訪問サービスをするとき、それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に 100 分間訪問し、夫に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)を提供した場合、夫、妻それぞれ 388 単位ずつ算定可。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分ける。

(4) 身体介護と生活援助が混在する場合

全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかが基準となる。具体的には、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分して、それに要する標準的な時間に基づき「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定。なお 1 回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービスの提供は、身体介護の後に引き続き生活援助を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(5) 1 日に訪問介護を複数回算定する場合

単に 1 回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは不適切。したがって、前回提供した訪問介護から概ね 2 時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合、それぞれの所要時間を合算する。

なお、この取扱は、所要時間が訪問介護費の算定要件を満たす訪問介護(定期巡回随時対応型訪問介護看護届出、または届出予定の事業所で 20 分未満の身体介護中心型を算定する場合及び緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く)に限り適用される。

(6) 概ね 2 時間未満の間隔とは

- ・ サービス計画上のサービス終了時から次のサービス開始時をいう。「通院等のための乗車または降車の介助」の単位を算定する場合は不適用。
- ・ 同一事業者によるサービス提供だけでなく、複数の事業者によるサービス提供にも適用。
- ・ 複数の事業者の場合、訪問介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられる。ただし、介護予防訪問介護の場合、複数の事業者による提供不可。

(7) 1 人の利用者に複数の訪問介護員等が交代してサービス提供する場合